

第5回長野市社会福祉審議会 福祉医療費給付金臨時専門分科会 会議録	
日 時	平成22年10月14日(木) 午後1時30分～3時00分
場 所	長野市役所第一庁舎8階 第2委員会室
出席者	17名(委員10名、事務局7人)
公開・非公開	公開
会 議 録	
分科会内容	<p>1 開会</p> <p>2 保健福祉部長あいさつ</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 県外中核市の福祉医療費の給付方式の現状について</p> <p>(2) 所得制限のあり方について</p> <p>(3) 福祉医療制度全般の見直しについて</p> <p>(4) その他</p> <p>【質疑応答、意見交換】</p> <p>(1) について</p> <p>(質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1号の3ページ身体障害者手帳の長野市の四角の囲みに、70歳以上到達時に資格を失うとあるのは、70歳以上になると完全になくなるということなのか。 <p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 70歳以上になると、4級の一部と5級を除いて、65歳以上の重度心身障害者の資格に切り替わっていくということ。4級の一部と5級は対象外となるが、医療保険が70歳以上になると暫定で1割負担となるので、その部分で救済される形となる。 <p>(質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口無料化というのが一番理想と思うが、それはそれとして現実的に考えるということとなるが、福祉医療費給付金が給付されるまで2,3ヶ月かかる。その期間を縮めることができないのか。 <p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関から審査機関を通して長野市にレセプトが来る。審査機関での審査期間を長野市独自で短くすることはできないので、償還払いの方式を取る限りは福祉医療費給付にかかる期間を変えることができない。

(2)及び(3)について

(事務局)

- ・ 現状において本市の厳しい財政状況の下で当給付制度を今後とも持続可能なものとしていくために、所得制限のあり方について、また、前回までの審議で精神障害者に対する給付が手薄いという話をいただいたので、それらのことについて意見をいただきたい。

(質疑)

- ・ 福祉医療費の給付を受けるためには、身体障害の他に、知的障害や精神障害の方も手帳を取得する必要があるのか。精神障害の方など手帳を取得していない方も結構おいでになると思うが。

(回答)

- ・ 福祉医療費の給付に関しては手帳の取得が前提となる。

(質疑)

- ・ 市では現在所得制限なしで給付している部分について、県の補助制度における所得制限と同じような形で、所得制限を行おうとしているのか。

(回答)

- ・ そうではない。所得制限を設けるといふことには限られた財源の中で対象者を広げていくという考え方があり、制度の見直しをしていく必要があるのではないかということ。しかし、所得制限を設けるといふことになれば、対象外として負担が増える方もおいでになるので、その辺の見直しについては慎重に考えている。そのような中で、所得制限を行うことについての方向性を決めていただければと思う。

(意見)

- ・ 所得制限がないのが一番よいと思うが、市の財政のこともあるので、所得制限を設けるとしたら、何年かかけて上げていく方法が取れないものかどうかと思う。

(質疑)

- ・ 資料を見ていると、精神障害は他の障害と比べて、全然違う段階にあり、例えば、3級で比較する精神障害がどうしてこんなに差があるのかと思う。

(回答)

- ・ 精神障害の福祉医療について、県、市において今年4月から精神2級の対象の拡大も行われたが、今後、所得制限の見直しをしなければいけない方向にあるとは感じている。それともう一つ、乳幼児については政策的なものであり、少子化対策という位置づけで、長野県内や

全国で見ても所得制限を設けていないということがある。

(質疑)

- ・ 所得制限を検討していったら、正式にいつ頃から所得制限を設けるということになるのか。いつからスタートするという議論になるのか。

(回答)

- ・ いつからという話にはまだいかない。ただ、財政当局からすれば、福祉医療の給付にあたり、全てについて所得制限なしというのは違うのではないかと、限られた財源の中で、医療費の支払いができる能力がある人には負担をしていただくのがよいのではないかとということになる。所得制限のあり方について、当分科会での意見や答申をいただく中で内部でそれを盛り込んでいく。

(質疑)

- ・ 各県ごとで違っている所得制限について、その都度議論を行うのではなく、統一できないのか。

(回答)

- ・ 自治体ごとに政策的な位置づけもあるので、違っている。各県ごとに異なる各々の補助制度があるという基本はあるが、そこへ各自治体が経費を出して上乗せするなどして特色を出している。

(意見・質疑)

- ・ 基本的には現状でというか、所得制限を設けないようにと思うが、給付を広くするというようなことを考えれば、ある程度、所得制限もやむをえないという感じはする。所得制限に引がかかるのはどのくらいの割合か。

(回答)

- ・ 資料の「長野市福祉医療費給付制度所得制限の影響所要額」がそれである。

(質疑)

- ・ 所得制限を設けることで、浮いた予算は福祉医療費給付金の対象者を増やすために用いるのか。それともまったく別の分野に回ってしまうのか。

(回答)

- ・ 全体的に福祉医療費が拡大している中で、所得制限を財源的に捉えるとそのような話になるが、対象者の拡大ということであれば、所得のある全ての方を対象にするのは如何かという捉え方である。精神の拡大等の要望のある中で、それを実施していくということになると、その財源も必要になる。全体的にそういう面で見直しを検討する必要がある。

あるのではないかということ。

(意見)

- 資料3号の表で、3障害について非常にバランスが悪いように見える。精神1、2級の方は所得制限なしではなく、所得制限ありから始まっているわけだが、こうしたところをもう少し給付が受けられる対象に範囲を広げていかなければという気がする。所得制限を設ける上で、さらに範囲を広げるという方向性も必要かなと思う。精神障害の方には、手帳の交付を受けても受けなくてもあまり変わりがないということで、手帳の申請をしない人が多いという話を聞いている。福祉医療費給付金は手帳がないと受けられないということなので、そういう知識を浸透していけば手帳を持つ人も増えるかなと思う。

(回答)

- 精神障害者の方について、今言われたように、所得制限を見直していくという考え方は、ごもつともな意見と思う。所得制限というものをどういう形で今後取り扱うかということ、答申として出していただければと思う。今日のところはそのあたりについて、いろいろなご意見をいただく中で、まとめていきたいと思う。

(意見)

- 2、3年前、この委員会で、どうして精神障害者だけはこんな風に入院も外来も手薄なのだろうかと申し上げた。精神障害は本人にも家族にもとてもつらい状況にあるのではないかと思う。入院期間も非常に長くなるということで、経済的にもご家族は圧迫されるのではないかと、また、症状が重いにもかかわらず、福祉の施策が非常に手薄いとその時に思った。今日の話伺い、やっとそのあたりを何とかしなくてはという感じになってきたということで、その方向で行くのがよしいと思うのだが、身体障害者、療育手帳、65歳以上重度心身障害者、母子家庭における、所得制限の試算による影響所要額を見ると、この影響を及ぼす人数がもっと増えるだろうとの予測があるわけで、とても現状を維持できないと思う。所得制限はやはり必要ではないか、現状の制度では所得制限を若干せざるを得ないだろうと考える。一方で、精神障害者の方の大変つらい状況に対しては福祉の対象とすべきではないか、段階的にそうすべきではないかと思う。

(回答)

- 精神障害者の方の入院の扱いについて、措置入院はやむをえないが、

要するに入院ではなく自宅で生活していくということで、通院のほうに重きをおくという方向へ福祉医療費給付制度を促しているということ。また、精神手帳の2級は今年4月から自立支援医療について給付対象になったが、1級と比較して、その他の病気は対象にならないので、いろいろ要望をいただいているところである。

(事務局まとめ)

- ・ 本日、所得制限のあり方、あるいは精神障害者の関係の対応について、ご意見をいただいた。これらについて、やはり改善していくという方向で受け止めたがよろしいか。実施時期はすぐということではなく、これから先、どういう形をとるかという話もある。それと所得制限について、現状の所得制限はこれでやむなしという捉え方でよろしいか。すぐに見直しをして変えていくということではなく、現状はやむをえない状況だというように受け止めたのだが、それでよろしいか。実際に所得制限の対象となる人への影響が大きいので、慎重にやっていかなければいけないと感じている。ご意見をいただいた中で、その方向性について今話を中心にまとめていくことにしたい。
- ・ 次回は、今日の意見を盛り込んで、答申のたたき台のような形でお示し、ご協議いただき、お決めいただく方向でということにさせていただく。